

(国援)

平成31年1月24日

各医療機関窓口担当者様

群馬県健康福祉部国保援護課福祉医療係

福祉医療制度における入院時食事療養費標準負担額助成の見直しに係る
窓口担当者向け説明資料について（送付）

平素より本県の福祉医療制度をはじめとした健康福祉行政に関しましては多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福祉医療制度における見直しに関しては、平成30年7月12日付け国援第30166-10号群馬県健康福祉部長通知、平成31年1月24日付け国援第30166-33号群馬県健康福祉部長通知のとおりですが、平成31年4月以降、重度心身障害者及び高齢重度心身障害者の方が入院される場合は、「標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」という。）の有無を確認いただき、減額認定証の提示がない場合は入院時食事療養費標準負担額の助成が受けられなくなりますので御留意いただきますようお願いいたします。

つきましては、別添のとおり窓口担当者様向けの説明資料を作成しましたのでご確認いただきますとともに、今後とも入院等医療費が高額になる場合の、減額認定証や限度額適用認定証の交付申請等手続きに関し、福祉医療受給者等へ御案内をいただきますようお願いいたします。

なお、本見直しについては、事業の実施主体である各市町村における条例改正等の議会審議が必要となりますが、平成30年12月末時点で県内33の市町村が見直しを決定し、順次、福祉医療受給者等への周知を行う予定であること、また、2市町村は3月に審議予定と聞いておりますことを御承知おきください。

事務担当：国保援護課福祉医療係
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
電話：027-226-2676
FAX：027-223-3864